

平成 30 年 7 月豪雨による災害に伴う廃棄物の処理に関する事務の委託を受けることについて

1 概要

平成 30 年 7 月豪雨災害により発生した災害廃棄物の処理に関し、倉敷市及び総社市から、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 の規定による、事務委託の協議の申出があり、両市の被災状況等を勘案し、被災地域の生活環境の保全及び速やかな復旧・復興のため、専決処分により、この申出を受諾し、県が処理を行うこととしたもの。

2 受託し処理する災害廃棄物の量

218,500 トン（倉敷市：207,400 トン、総社市：11,100 トン）

3 受託金額

8,159,000 千円（うち倉敷市：7,715,000 千円、総社市：444,000 千円）

〔平成 30 年度補正予算額：3,392,300 千円〕
〔平成 31～32 年度債務負担行為設定額：4,766,700 千円〕

* 市は、環境省の「災害等廃棄物処理事業費補助金」等を活用

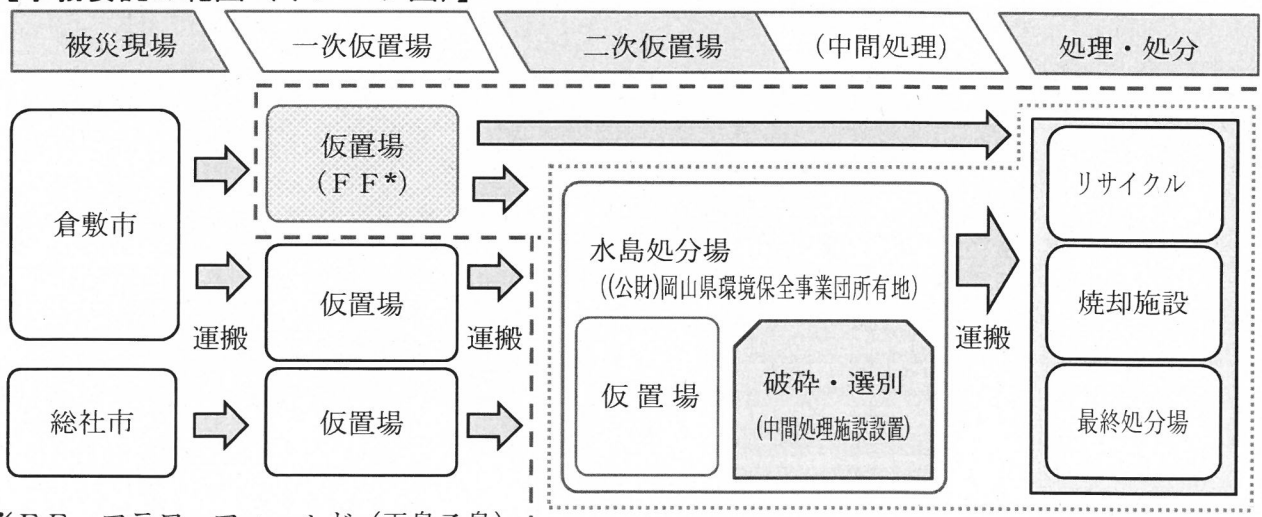
4 処理の方法

（公財）岡山県環境保全事業団の水島処分場に中間処理施設（選別・破碎）を設置し、当該施設を基軸として県内廃棄物処理施設等を活用し、円滑かつ迅速な処理を行う。

5 経緯

平成 30 年 8 月 27 日	総社市が事務委託の専決
	総社市から県へ事務委託の協議の申出
平成 30 年 8 月 28 日	倉敷市が事務委託及び補正予算の専決
	倉敷市から県へ事務委託の協議の申出
	県が事務受託及び補正予算の専決
	県から倉敷市及び総社市へ受託決定通知書の送付
平成 30 年 8 月 29 日～	受託した災害廃棄物の処理事務開始
平成 32 年 7 月	受託した災害廃棄物の処理終了

【事務委託の範囲（イメージ図）】



※FF：フラワーフィールド（玉島乙島）

┌──────────┐ 倉敷市の事務委託範囲

┌──────────┐ 総社市の事務委託範囲